

町県民税・所得税の 申告は正しくお早めに 確定申告の期限は3月17日(月)です。

期限が近づきますと大変
込み合いますので、お早め
に申告してください。



縦覧帳簿の縦覧
固定資産の所有者で、土地にかかると納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋にかかると納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することによって、他者所有の土地や家屋の評価額などを確認することができます。

課税台帳の閲覧
固定資産税は1月1日現在で台帳に登録されている価格により課税します。

あなたの資産お確かめください 縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧・路線価の公開

昨年中に土地・家屋の売買、土地の地目変更・分合筆、家屋の新増築・滅失などをした方は課税台帳を閲覧して内容を確かめてください。

縦覧・閲覧できる方

納税義務者本人と同居の親族です。それ以外の方は委任状が必要ですが、また、借地人、借家人などの関係者は、契約書が必要になります。

窓口に来る方は、運転免許証やパスポートなど本人を確認できるものを持参してください。

期間

- 縦覧 4月1日(火)～5月30日(金)
- 閲覧 4月1日(火)～
- (土・日曜日・祝日は除く)

時間 8時30分～17時15分
場所 役場本庁事務課

路線価の公開

納税者の方に土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、平成20年度評価額の基礎となる路線価を4月1日(火)から公開します。

照会先 税務課 ☎8517750



後期高齢者医療制度 平成20年4月から『75歳以上の方』の 医療制度が変わります

区分	老人保健制度	後期高齢者医療制度
対象者(被保険者)	国保・健康保険・共済組合などに加入	後期高齢者医療制度に移行(国保などを脱退)
運営主体	市(区)町村	県後期高齢者医療広域連合
保険証	医療受給者証と保険証	一人に1枚、新しい保険証
医療費の自己負担	1割もしくは3割	変わりません。
受けられる給付	療養の給付や高額療養費など	変わりません。
保険料	加入する国保・健康保険などに納付	一人ひとりが市(区)町村に納付

75歳以上の方(※)の「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」へ変わります。移行(新制度への加入)にあたっては、特に手続きは必要ありませんが、健康保険組合などの脱退手続きについては各健康保険組合などに確認してください。

※65歳以上で一定の障がいのある方も含まれます。

なお、生活保護を受けている方は該当しません。

運営

県内すべての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営します。広域連合は保険料の決定、保険証の交付や医療の給付を行います。市(区)町村は申請・届出の受付や相談、保険料徴収などの窓口事務を行います。

保険証

被保険者となる方には、新しい保険証が、3月下旬に配達記録郵便で一人に1枚届きます。

保険料

被保険者一人ひとりが負担し、原則、平成20年4月分の年金から徴収されます。保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と所得に応じて負担する所得割額を合計した額となります。

『20年度・21年度の保険料額(年額)』

被保険者の保険料(上限額は50万円)
均等割額(39,860円)
+
所得割額(被保険者の所得×7.45%)

医療費の自己負担

医療を受けたときに支払う自己負担割合(1割・3割)は、老人保健制度と変わりません。

健康保険などの被扶養者だった方
現在、健康保険組合や共済組合などの被扶養者で保険料を負担していない方も、後期高齢者医療制度の被保険者となると、保険料を負担することになります。ただし、加入してから2年間は5割が軽減されます。

さらに、20年度からの特別措置として、4月から9月までは負担がなく、10月から21年3月までは1割のみの負担となります。

照会先
● 保険年金課 ☎8519564
● 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045144016704

原付バイク・四輪の軽自動車などの 廃車・名義変更は届出を

車種別届出先一覧

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、排気量125cc以下の原動機付自転車(原付バイク)、125ccを超える二輪車、四輪の軽自動車などを所有している人が、その保管場所のある市町村から課税されます。

軽自動車などを廃車・名義変更したとき、または、町外に転出してその保管場所が変更になったときは、それぞれの届出先で、必ず手続きを行ってください。手続きをしないと、車両がなくても課税されます。

手続きに関する詳しい内容については、各届出先にお問い合わせください。

車種	届出先
排気量125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車	税務課税制班 ☎85-7750
排気量125ccを超える二輪車	湘南自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2038
三輪・四輪の軽自動車(排気量660cc以下)	軽自動車検査協会 湘南支所 ☎0463-54-8825

他市町村ナンバープレートの原付バイクを所有されている方へ
原付バイクのナンバープレートは、その保管場所のある市町村で交付を受けるように定められていますので、箱根町のナンバープレートに変更する手続きを行ってください。



照会先 税務課 ☎8517750

火は見てる あなたが離れる その時を 春の火災予防運動 3/1～7

春の息吹が感じられる3月、人の活動が活発になる3月、でも火事が多いのも3月です。

さあ、火事ゼロで4月を迎えましょう。

◎火災予防運動中に実施する主な行事

- 1 消防総合訓練 3月6日(木) 東急ハーヴェストクラブ箱根甲子園
- 2 防火指導 保育園児を対象にした防火指導
- 3 防火ポスター展・ちびっこ書道展(社会教育センター)
- 4 山林火災予防広報

春の火災予防運動は、全国的に多い「山火事」、「車両火災」予防運動も同時に実施します。



全国统一標語

山火事は 地球の未来も 燃やします

春は山火事の季節でもあります。仕事や登山、ハイキングなどで山に入る方は、火の始末に十分注意して、大切な資源である森をみんなで守りましょう。

照会先 消防本部予防課 ☎82-4505